

第 19 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生いのししが確認された地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該都道府県内の豚等の所有者及び飼養衛生管理者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項 60】野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、当該地点から半径 10km 以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局及び市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。

(2) (1) により情報を提供する際には、当該情報提供を受ける者に対し、当該情報提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(3) 都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第 17 の 2 の (6) 及び (7) に規定する者に連絡する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定後、速やかに、農林水産省対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、畜産研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① (1) の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② (1) の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生いのしし等の専門家

(3) 都道府県は、(1) の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、都道府県対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対

- 応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
 - (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
 - (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
 - (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
 - (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 61】 都道府県対策本部

留意事項 25 に準じる。

3 報道機関への公表等

- (1) 第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1) による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1) による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
- (4) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 野生いのししが確認された地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項 62】 報道機関への公表

留意事項 26 に準じる。

【留意事項 63】 報道機関への協力依頼について

留意事項 27 に準じる。

第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

- 1 都道府県又は市町村は、第18による野生いのししにおけるアフリカ豚熱の病性の判定後、当該野生いのししが確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、（1）又は（2）の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。

 - （1）当該地点を中心とした半径3km以内の区域の豚等を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づき、72時間を超えない期間
 - （2）（1）と同じ区域において豚等を飼養する農場は無いが、ウイルスの拡散防止のために1の措置を講じる場合：法第25条の2第3項に基づき、ウイルスの浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間
- 2 野生いのししにおける感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第 21 移動制限区域の設定（法第 32 条）

1 移動制限区域の設定

都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域について、家畜等（7 に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第 2 節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第 18 の判定前であっても、アフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2 移動制限区域の設定方法

- （1）移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- （2）移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- （3）移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 - ① 移動制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知
 - ② 報道機関への公表等を通じた広報
 - ③ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

3 豚等の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第 24 の 1 の（2）の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

【留意事項 64】 移動制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、防疫指針第 21 の 1 の移動制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

- 1 法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

- (1) 特定症状の有無
 - (2) 死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
 - (3) 死産した子豚（出生した子豚）の頭数
 - (4) 分娩した子豚（出生した子豚）の頭数
 - (5) 異常産した母豚の頭数
 - (6) 農場から出荷した豚等の頭数
 - (7) 農場に導入した豚等の頭数
 - (8) 死亡豚等の同居豚等の臨床所見
- 2 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。
 - 3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。
 - 4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。
 - 5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。
 - 6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。
 - 7 野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
 - 8 鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、検査に必要となる材料を採取の上、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

5 移動制限区域の変更

(1) 移動制限区域の拡大

野生いのししにおける感染の確認状況等から、移動制限区域外の豚等での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

(2) 移動制限区域の縮小

野生いのししにおける感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっ

ていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径3kmまで縮小することができる。

6 移動制限区域の解除

移動制限区域は、野生いのししにおける浸潤状況等から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性判定日から遡って15日目の日又は病性の判定がなされた野生いのししの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）
- (6) 野生いのししの死体
- (7) 野生いのししの排せつ物等

【留意事項 65】 移動制限の対象となる野生いのししの死体等について

防疫指針第24の2に基づき、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒が行われた野生いのしし及び野生いのししの排せつ物等（防疫指針第21の8の（5）の移動制限の対象外となったものを除く。）は、防疫指針第21の7の移動制限の対象外とする。

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。ただし、7の（1）から（5）までに掲げるものについては、第24の1の（2）の検査により、異状がないことが確認されているものに限る。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

- (1) と畜場に出荷する場合（と畜場に直接搬入する場合に限る。）
 - ① 豚等の所有者は、原則1か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
 - ② 管理獣医師又は豚等の所有者は、原則として、出荷前の1週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に全ての出荷予定の豚等の体温を測定するとともに、改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
 - ③ 家畜保健衛生所は、②の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
 - ④ ③で出荷豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等アフリカ豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝

子検出検査)を実施すること。

⑤ ③で異状がなければ、豚等の所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。

⑥ また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

(2) 他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合

① 豚等の所有者は、原則 1 か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。

② 原則として、都道府県内の移動とするが、当該都道府県外に移動する場合は受け入れ先の都道府県に確実に連絡すること。

③ 原則として、移動豚全頭について遺伝子検出検査で陰性が確認されていること。

④ 移動先の農場で、少なくとも 15 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

(3) 他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び受精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用されていること。

① 精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① 移動する際の措置

ア 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ず

ること。

ウ 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

エ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

オ 複数の農場を経由しないこと。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

キ 移動日を記録し、保管すること。

② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

ウ 死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。

エ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

(5) 野生いのししの死体等を移動する場合

野生いのししの死体及び野生いのししの排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

① 移動する際の措置

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

イ 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

ウ 原則として、農場の付近の通行を避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

オ 移動日を記録し、保管すること。

② 焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

- （1）都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
- ① と畜場における豚等のと畜
 - ② 家畜市場等の豚等を集合させる催物
 - ③ 豚等の放牧
- （2）都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項 66】家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限地域の解除を目安とする。

2 と畜場の再開

（1）再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場でアフリカ豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- ① 車両消毒設備が整備されていること。
- ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- ⑤ （2）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（2）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ③ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ④ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- ⑤ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。
- ⑥ 搬入した豚等について、と畜場法に基づき、と殺解体をすることが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- ⑦ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。
- ⑧ 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

【留意事項 67】 豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、陽性であると判定された野生いのししが確認された地点を中心に徹底した消毒を行うことにより、アフリカ豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、アフリカ豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第18による野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、第18により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。
 - (1) 山道・道路網の状況
 - (2) 人・一般車両の通行量
 - (3) 畜産関係車両の通行量
 - (4) 山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、第18により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生いのししへの拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

【留意事項68】 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 消毒ポイントによる消毒

(1) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

(2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消

毒)により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

(1) 畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

(2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

3 消毒ポイントの設置期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とするが、ウイルスの浸潤状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、適宜見直す。

4 正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないように、正確な情報提供・指導を行うこと。

第 24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

(1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、当該野生いのししが確認された地点及び感染源となり得ると考えられた地点を中心とした半径 10km 以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、遺伝子検出検査を実施する。特に、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径 3km 以内の区域については、浸潤状況の迅速な把握及び感染源の排除のため、関係機関が連携して、死亡した野生いのししを積極的に搜索し、遺伝子検出検査を実施する。また、それに外接する地域においては、野生いのししの捕獲を進め、感受性動物の個体数の削減を図る。その際、可能な限り防護柵等により囲い込みを行う。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第 18 の判定前に実施することができる。

【留意事項 69】 野生動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、防疫指針第 24 の 1 の (1) による死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししの検査について、防疫指針第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けてから少なくとも 22 日間、原則として、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じ、動物衛生研究部門に検体を送付し、血清抗体検査を実施する。

このため、都道府県の関係部局が連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししが捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、実施期間の「少なくとも 22 日間」については、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、「当面継続」とする。

【留意事項 70】 野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止

都道府県は、国、専門家等の意見、当該区域の野生いのししにおけるウイルス浸潤状況、環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）等を踏まえて、必要に応じて、野生いのししの捕獲による生息密度の低減に加え、防護柵の設置、狩猟の自粛要請、調査捕獲の調整、農地周辺の収穫残渣等の誘引物の除去その他効果的な方法による対策を検討する。

(2) 豚等における検査

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場（豚等を 6 頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、遺伝子検出検査を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第 18 の病性の判定前に実施することができる。

【留意事項 71】 豚等における検査の実施を省略できる場合

防疫指針第 24 の 1 の (2) の豚等における検査について、同項の移動制限区域内において、新たに野生いのししで陽性が確認された場合には、既に当該豚等の検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、動物衛生課と協議の上、新たな豚等の検査の実施を省略することが可能である。

2 周辺野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1 により発見した死亡いのしし及び捕獲された野生いのししについて、遺伝子検出検査の結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。併せて、当該いのししが確認された地点の消毒を徹底する。

【留意事項 72】 野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

防疫指針及びこの通知に定めるもののほか、ウイルスの拡散を防止するため、死亡いのししや捕獲された野生いのししの適切な扱いについては、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 消安第 7804 号農林水産省消費・安全局長通知）を参照する。

3 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の 2）

- (1) 都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第 1 の 3 の (2) によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 都道府県は、(1) の結果、豚等の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければアフリカ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 都道府県は、(2) の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第4章 その他

第25 その他

- 1 種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、防疫措置の完了後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。また、豚等の所有者、市町村、関係団体等に疫学調査の結果、豚等の再導入に向けた手続等について情報提供を行う。
- 5 農林水産省消費・安全局長は、アフリカ豚熱が発生した場合であって、本指針に追加して防疫措置等を講ずる必要が生じた場合には、小委の専門家等の意見を踏まえ、通知等により、緊急的に運用することとし、防疫措置終了後に本指針の改正を検討することとする。

アフリカ豚熱の診断マニュアル

アフリカ豚熱ウイルス (ASFV) は、アスファウイルス科アスフィウイルス属に分類される2本鎖DNAをゲノムにもつ一属一科のウイルスである。ASFVは明確な血清型が定められていないが、ゲノムの塩基配列の違いに基づいた型別が可能で、現在24種の遺伝子型の存在が知られている。アフリカ豚熱は、ウイルス株の病原性の違いや宿主側の要因(動物種、健康状態等)によって異なるが、豚及びいのししにおいては概ね甚急性型又は急性型の病型を示す。経口感染あるいは接触感染の場合の潜伏期間は5～21日といわれるがこれより短い経過で発症することもある。甚急性型では明瞭な病変を示さず死亡することが多く、また急性型では、最も特徴的な所見として、脾臓のうっ血性脾腫(黒色化と腫大)、胃の周囲のリンパ節と腎門リンパ節の暗赤色化がみられる。赤色透明の腹水や胸水の増量、扁桃の出血(赤色化)、腎臓の点状出血もしくは暗赤色化、腸間膜リンパ節の腫大と暗赤色化、消化管粘膜の出血、肺水腫をみることもある。重篤な症例では心外膜心内膜の点状出血、肝臓の出血斑、膀胱や胆嚢の粘膜の点状出血等の内臓諸臓器の出血性変化が認められる。血液の凝固不全をみることも多く、天然孔や皮膚の擦過傷からの出血が続いたり、解剖時に血液が固まりにくいのも本病の特徴の一つである。亜急性型では急性型と同様の病変が観察されるが、経過が長いいため病変が進行し、急性型と比べより重度なうっ血性脾腫やリンパ節病変が認められる。リンパ節の暗赤色化も腹腔内リンパ節の多くで確認される。

ASFVが未発生地域へ侵入した場合には、特別な症状を示さずに突然死する症例が続くことで初めて疑われる場合も多い。疫学的情報(発生状況)及び解剖所見でアフリカ豚熱を疑うことは可能であるが、死亡頭数の増加のみでは他の急性伝染病と判別することは難しく、また解剖所見においてもリンパ節の出血病変や天然孔からの出血、脾臓の腫大等だけにもとづいて豚熱、トキソプラズマ、炭疽等と類症鑑別することは困難であることから、本病を疑う事例については、定められた検査機関においてウイルス学的検査を実施することが必須である。この際、特に感染初期においては豚群内での本病の有病率が比較的低いことに留意し、死亡個体や臨床症状を呈する個体から検体を採取することが望ましい。

アフリカ豚熱は感染から死に至るまでの経過が短く、殆どの症例では抗体価の上昇を認めないため血清学的検査の診断としての有用性は低い。迅速な診断にはASFVの遺伝子の特異的に検出する遺伝子検出検査が最も有効である。

A 飼養豚等

1 検査方針

本マニュアルは、都道府県が日頃実施する一般的な病性鑑定及び浸潤状況に係る調査の際にアフリカ豚熱を検出するための検査手技についてまとめたものであり、アフリカ豚熱を疑う異状豚の通報があった場合については、動物衛生研究部門に検体を搬入し、遺伝子検出検査及び必要に応じて遺伝子解析等を実施する(初発事例)。

なお、都道府県が実施する検査は、検査の迅速性、検体の処理数及び豚熱との類症鑑別を勘案すると、血液(全血又は血清)又はそれらの採取が困難な事例にあつては扁桃、

脾臓等の臓器由来の試料を用いた検査が適切である。

2 コンベンショナルPCR 及び制限酵素処理

(1) 材料

血液（全血又は血清）又はそれらの採取が困難な事例にあつては臓器（扁桃、脾臓等）を用いる。全血を用いる場合、抗凝固薬は原則として EDTA を用いることとするが、核酸抽出キットによっては使用できないものもあるのでキットに添付されている説明書に従って選択すること。

臓器を用いる場合、検査用に採材した組織片 1 g 程度を秤量し、ハサミ等で細切する。次いで乳鉢等を用い、10%w/v となるように氷冷した PBS を入れてよく磨砕し、懸濁液を調整する。（処理までに時間を有する場合は試料を 4℃で保管し、可能な限り速やかに乳剤調整に供すること。また調整に際しては乳鉢、乳棒等を予め冷却するなど、試料を低温（4℃前後）に保つことが望ましい。）懸濁液は、4℃、3,000rpm で 15 分間遠心分離し、上清を 10%乳剤として使用する。調整した乳剤は速やかに核酸抽出に供する。やむを得ず保管する場合には、数日程度であれば 4℃、それ以上の期間の場合は -80℃で保管する。

なお、乳剤作成については、ホモジナイザーや細胞破碎装置等を用いることも可能だが、試料の温度上昇に注意すること。

また、精液を検査する場合においても同様の手法により検査することは可能であるが、材料が精液の原液である場合には、精液用希釈溶液、PBS あるいは生理食塩水により市販品と同程度に希釈（50 倍希釈）すること。

(2) 核酸抽出

抽出用の材料に適した市販の核酸抽出キット（ウイルス DNA の抽出が可能なもの）を選択し、添付の説明書に従って核酸の抽出を行う。検査の精度を確認するため、必ず PBS を抽出陰性対照として置き並行して作業を行うこと。

(3) PCR 反応

市販の PCR 用酵素を用いる。陽性対照試料にはコンタミネーションやウイルス漏出を防止するため動物衛生研究部門が作製・配布する専用の試料を使用すること。

① プライマー（当面は動物衛生研究部門から配付する予定）

TE 緩衝液で 10 μ M (10pmol/ μ L) に調整し使用する。

Forward : 5' -CTGCT-CATGG-TATCA-ATCTT-ATCGA- 3'

Reverse : 5' -GATAC-CACAA-GATC (A/G) -GCCGT- 3'

② 陰性対照及び陽性対照用試料

陽性対照：動物衛生研究部門が配布する陽性対照用試料を用いる。

陰性対照：抽出陰性対照及び反応陰性対照（PBS）を用いる。

③ 反応液

PCR 用酵素、緩衝液、プライマーセットを含む PCR 反応液を調整し、被検試料、抽出陰性対照、反応陰性対照、陽性対照用試料を加える。反応液の調整は氷上で行うこと。

【反応液の組成】

反応用緩衝液	2.5 μ L
10 μ M Forward プライマー	1.25 μ L
10 μ M Reverse プライマー	1.25 μ L
PCR 反応用酵素	0.125 μ L
dNTP Mixture (酵素に添付)	2.0 μ L
超純水	16.875 μ L
各試料	1.0 μ L
合計	25.0 μ L

④ PCR 反応条件

98°C	10sec	} 30 サイクル (原則として 30 サイクル以上の増幅は行わない)
64°C	30sec	
72°C	30sec	
4°C	∞	

⑤ アガロース電気泳動

電気泳動は、TAE 又は TBE バッファーで 2% アガロースゲル（先染めの場合、検出機器に適した DNA 染色用試薬を適量添加する）を作成し、135V、25 分または 100V、30 分で電気泳動を実施する。

⑥ 判定（一次判定）

当該 PCR 反応が陽性の場合、被検試料では 250bp の特有の遺伝子が確認される。一方、陽性対照用試料では 231bp の特異的な増幅産物が確認される。陽性対照用試料で特異的な増幅産物が確認され、各陰性対照で増幅が認められない場合に PCR が成立していると判断する。

(4) 制限酵素処理

(3) の PCR 検査において、検査が成立し、かつ被検試料に特異的な増幅産物が確認された場合は制限酵素 *Eco*R I を用いた処理を行う。制限酵素処理は、*Eco*R I-HF の場合 37°C で 15 分間以上、*Eco*R I の場合は 1 時間以上反応させ、電気泳動を行う（(3) の⑤と同様）。

制限酵素処理の結果、被検試料の特異的な増幅産物が *Eco*R I 酵素によって切断されず 250bp のままなのに対し、陽性対照試料が 135bp と 96bp に切断された場合、当該の被検試料は ASFV の PCR 陽性と判定する。（被検材料が *Eco*R I で切断された場合は、

ASFV に由来する増幅産物ではなく、陽性対照試料の汚染等が疑われる。)

【反応液の組成】

反応用緩衝液	2.0 μ L
<i>EcdR</i> I	1.0 μ L
超純水	7.0 μ L
PCR 反応済み試料	10.0 μ L
合計	20.0 μ L

3 リアルタイム PCR

リアルタイム PCR の実施に当たっては、市販のキットが簡便である。反応条件等についてはキットに添付の説明書を参照すること。

被検試料としては血液（全血又は血清）を用い、キットに添付されている説明書に従って調整する。可能な限り新鮮で溶血の少ない、清澄なものを用いることが望ましい。また、血液の採取が困難な事例にあつては臓器（扁桃、脾臓等）を用いることも可能であり、キットに添付されている説明書に従って被検試料を調整する。

リアルタイム PCR で陽性が確認された場合は、動物衛生研究部門に検体を搬入し、確定検査を実施する。

4 検査結果の取扱い

2の検査において「PCR 反応」が陽性、かつ「制限酵素反応の判定」が陽性と判定された場合、又は3の検査において「PCR 反応」が陽性と判定された場合には、ASF の病性鑑定として所定の手続きに則り、直ちに動物衛生課へ報告の上、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、必要な措置を講ずる。この際、詳細なデータ（PCR 反応及び2の検査の場合は制限酵素切断反応産物の電気泳動像）とともに臨床症状、剖検所見、疫学情報を添付すること。また、豚熱、その他の類似疾病との鑑別に留意すること。

5 ASFV が含まれる試料等について

ASFV 陽性と判定された個体に由来する血液、血清、その他の試料は、家畜伝染病予防法で、その所持に関して農林水産大臣の許可が必要とされる「家畜伝染病病原体」のうち特に重要な「重点管理家畜伝染病病原体」を含む試料として規定されているため、当該病原体を所持する許可を受けていない家畜保健衛生所等においては、所定の期間内に滅菌するか、許可を有する動物衛生研究部門海外病研究拠点に譲渡する等、定められた措置を講じるとともに農林水産大臣に届け出る必要があるので注意する。

6 野生いのしし

野生いのししにおいて検査を実施する場合は本マニュアルを準用する。

野生いのししの検体については、特に飼養豚等の検体と交差汚染しないよう注意が必要であることから、Aの2に記載のコンベンショナル PCR 及び制限酵素処理のほか、PCR 反応後に電気泳動が不要で、多検体処理にも適した市販のリアルタイム PCR の活用も検討

する。リアルタイムPCR検査の実施に当たっては、市販のキットが簡便である。反応条件等についてはキットに添付の説明書を参照すること。

被検試料としては血液（全血又は血清）を用い、キットに添付されている説明書に従って調整する。可能な限り新鮮で溶血の少ない、清澄なものを用いることが望ましい。また、血液の採取が困難な事例にあつては臓器（扁桃、脾臓等）又は耳介を用いることも可能であり、キットに添付されている説明書、動物衛生研究部門が作成するマニュアル等に従って被検試料を調整する。

野生いのししの初発事例においてリアルタイムPCRで陽性が確認された場合等は、動物衛生研究部門に検体を搬入し、確定検査を実施する。

豚の評価額の算定方法

1 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間（平均販売月齢）で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費（生まれた日から70日齢まで）及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費（71日齢から出荷されるまで）を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕1日当たり生産費（平成23年度畜産物生産費調査）

● 産み落とし価格（全国平均）

全算入生産費 31,903 円×豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% =
2,871 円

● 肥育豚の1日当たり生産費（全国ベース）

（全算入生産費 31,903 円－産み落とし価格 2871 円）÷（肥育期間 6.4 か月×30.4 日）
= 149 円

・前期1日当たり生産費（0～2.3 か月齢）：1日当たり生産費の50%＝75 円

・後期1日当たり生産費（2.3～6.4 か月齢）：1日当たり生産費の130%＝194 円

【例】肥育豚を出荷時（6.4 か月齢）で評価

〔100 日齢の子豚を導入している場合〕

導入価格※ 1日当たりの生産費×飼養日数

15,220 円 + (194 円 × (6.4 か月－3.3 か月) × 30.4 日) = 33,503 円

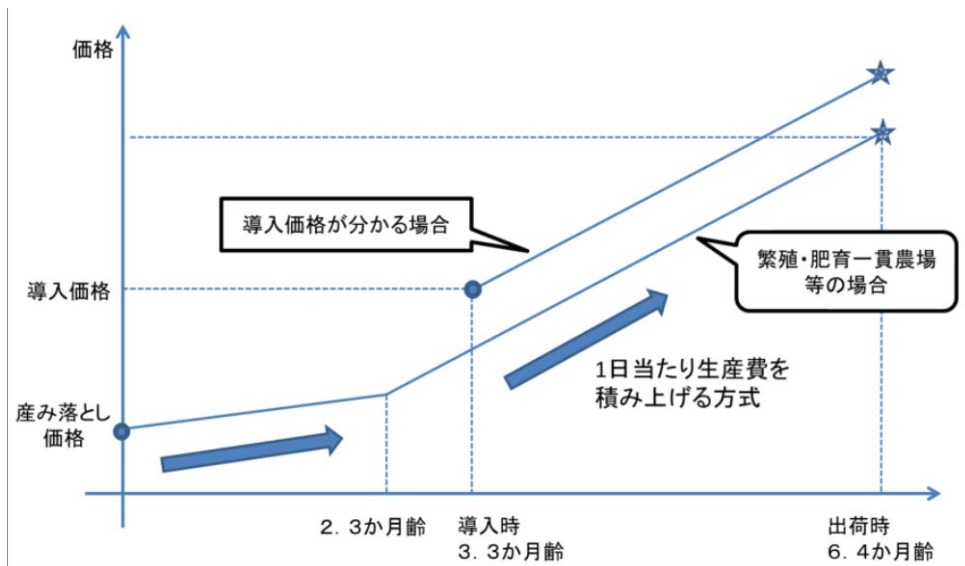
※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

〔繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合〕

産み落とし価格 1日当たりの生産費×飼養日数

2,871 円 + ((75 円×2.3 か月) + (194 円×4.1 か月)) × 30.4 日 = 32,295 円

肥育豚



2 繁殖雌豚

【繁殖雌豚（未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

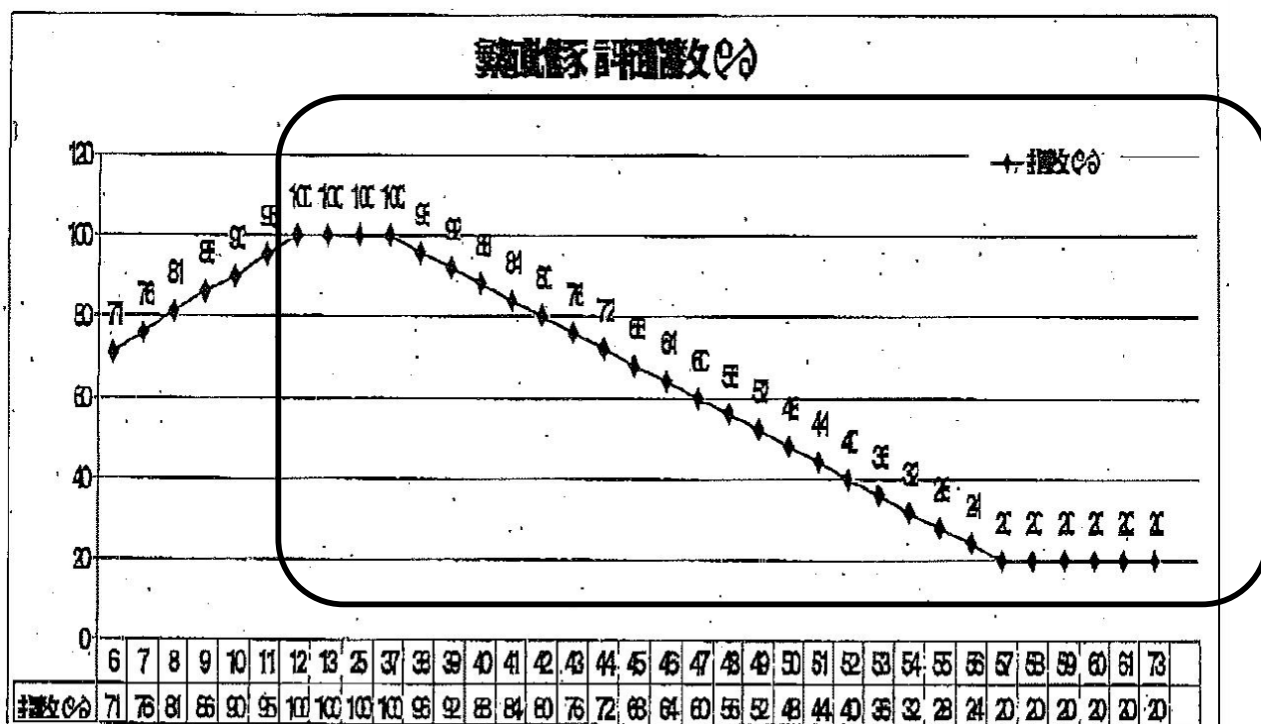
(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格 × 評価指数 / 100 + 受胎加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ① 初産時基準価格は、次により算定する。
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数）
なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）
各都道府県が同様のものを独自に保有している



【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

導入価格

（1日当たりの生産費×飼養日数）

妊娠加算分

{ 55,280 円(繁殖用雌豚(雑種) 平均購入価格) + 194 円× (12 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日 } × 1.2

= 127,779 円

アフリカ豚熱に係る防疫スケジュール例

時間	国	県	家畜保健衛生所(家保)	農場	周辺農場	市町村・警察・関係団体・家畜集合施設
事前準備	- 緊急連絡名簿(官部、関係省庁、省内対策本部員、都道府県) - 防疫資材(バックアップ用) 備蓄	- 緊急連絡簿(対策本部会議員、市町村、JA、畜産団体、防疫協定団体、資材業者、緊急動員者) - 防疫資材備蓄 - 埋却予定地及び焼却施設等の確保 - 農場規模別動員者数・資材算定表 - 動員者支援センター候補施設選定(市町村体育館等) - 動員者・資材配送車の事前確保(トラック協会、バス協会、市町村、団体等との覚書作成) - 消毒ポイント候補地選定	- 防疫マップ(農場、畜産関連施設、消毒ポイント候補地) - 農場情報のリスト化(所有者、住所、緊急連絡先、飼養頭数、豚舎配置図、埋却地、飼養衛生管理状況、疫学情報) - 動員者支援センター候補施設選定(市町村体育館等) - 動員者・資材配送車の事前確保(トラック協会、バス協会、市町村、団体等との覚書作成) - 緊急病性鑑定セット準備	- 特定症状発見時の通報ルール作成 - 緊急連絡先提示(家保、管理獣医師) - 農場内施設配置図作成 - 埋却予定地の確保	- 特定症状発見時の通報ルール作成 - 緊急連絡先提示(家保、管理獣医師) - 農場内施設配置図作成 - 埋却予定地の確保	- 動員者緊急連絡簿 - 農場周辺登記情報整備 - 動員者支援センター候補施設の利用ルール作成 - 資材配送車の提供準備
0hr	県から第1報受理	家保から第1報受理 国へ第1報報告	通報受理、経緯・症状の聞き取り 移動自粛・立入制限、農場情報整理要請 県庁へ第1報報告	移動自粛・立入制限、農場情報整理		
1hr	省内防疫関係者へ連絡 制限区域内農場配置状況図の作成	緊急連絡簿の確認 動員者数・資材算定表の確認	農場情報、防疫マップの確認 防疫員が農場へ出発	防疫員が農場へ到着		
2hr	県から写真及び報告書受理 動物衛生研究部門へ連絡、協議	家保から写真及び現地報告書受理 国へ写真及び現地報告書報告	(農場において) 臨床検査、写真撮影、疫学関連調査 現地報告書作成 県庁へ写真及び現地報告書報告 異常豚及び周辺豚の採血 畜主へ患者確定後の流れを説明	臨床検査、疫学関連調査対応 採血協力 患者確定後の流れの説明受け		
3hr	県へ検体送付指示 県から防疫関連情報を受信	家保へ検体送付指示 県へ検体送付指示 防疫員が農場へ出発 国へ防疫関連情報を報告	県庁から検体送付の連絡受理 農場へ移動制限等を指示 異常豚、血液材料を農場から回収し家保へ輸送	移動制限、農場閉鎖 異常豚回収完了		
4hr	内閣官房・官部へ連絡 防衛省等関係省庁へ連絡 管轄農政局へ連絡 牛豚小委へ連絡、疫学関連情報を提供 プレス室作成、県との調整	疫学関連情報へ連絡 市町村、警察、関係団体へ連絡 地域の自衛隊への事前情報提供 畜産関係行事の自粛要請 3km以内の農場の移動自粛指示 プレス室作成、県との調整 と畜場等へ疫学情報提供	畜産関係資材の確認 疫学関連農場リストアップ 周辺農場の発生状況確認検査準備 3km以内の農場の移動自粛要請 防疫計画作成のための現地調査(埋却地、作業動線、必要資材、配置等確認) と畜場等へ疫学情報提供 異常豚、血液材料到着	防疫計画策定のための現地調査への協力 3km以内の農場の移動自粛		(市、警、国)県庁から連絡受理 (市)関連情報整理、体制確認 (団体)畜産関係行事中止 (と畜場等)疫学調査への協力
5hr	プレスリリース(国、県同時)・マスコム対応 省内対策本部開催 本省リエンが県へ出発 県から解制結果報告受理 県庁へ農政局連絡員派遣	プレスリリース(国、県同時)・マスコム対応 県対策本部・緊急連絡会議(県、市町村、団体) 移動制限指示準備 家保から防疫計画(1次)受理 家保から解制結果受理・国へ報告 農政局等関係機関連絡員到着 (農場へ)対応済み作業員派遣	死亡豚解剖・材料(血液、臓器)採取 現地対策本部・連絡会議(当該市、団体) 制限区域の設定 県庁へ防疫計画(1次)報告 県庁へ解制結果報告 消石灰、駆除資材を農場へ配送			(市)マスコム対応 (市)(警)通行遮断場所の調整 (市、警、国)現地対策本部出席 (市)制限区域の設定(県へ協力)
6hr	県から検体出発の報告受理 県から防疫計画(1次)動員者・資材要請受理 動物検疫所へ派遣調整(獣医) 都道府県へ派遣調整(獣医) 動物検疫所へ搬送資材輸送調整	家保から検体出発の報告受理・国へ報告 国へ防疫計画報告(1次)及び動員者派遣、資材提供要請 獣医師等へ派遣要請(獣医師) 市、関係ペイロリバス、トラックの手配要請(動員者・資材輸送) 協定締結関係へ協力要請(防疫作業、資材、輸送) 搬送資材の追加発注 自衛隊へ防疫計画(1次)報告	動物検体搬送 PCR検査開始 (農場)石灰消毒、ねずみ・ダニ駆除着手 周辺農場へ石灰消毒、ねずみ・ダニの駆除指示	封じ込め作業派遣者到着 石灰消毒、駆除資材到着 石灰消毒、ねずみ・ダニ駆除実施		(市)住民連絡準備、資材確認 (市、畜産団体、協定団体) 動員者・資材運搬トラックの配車 (市)住民説明会開催
8hr		市、警察へ消毒ポイント候補地相談		石灰消毒、ねずみ・ダニ駆除実施		(市)(警)消毒ポイント等調整
10hr	県から検査結果受理 内閣官房・官部へ連絡 防衛省等関係省庁へ連絡 牛豚小委へ連絡、疫学情報を踏まえた予防的殺処分等の検討 関係者へ情報提供	国へ検査結果報告 関係機関へ情報提供 自衛隊への派遣要請の検討 農水省リエン到着				県から検査結果受理 (市)周辺住民連絡 (警)周辺巡回開始
12hr	動物衛生研究部門に検体到着 (関係機関会議開催・現地対策本部設置検討)	(現地農林事務所) ・支援センター設置作業 ・農場仮設テント設置作業		農場仮設テント設置 (農場仮設テント、支援センター)		支援センター開設(市)設置補助 (市)仮設テント設置補助
12hr	派遣者へ移動指示 国資材の輸送指示	・消毒ポイント設置作業 ・搬送資材倉庫から資材移送 (現地農林事務所) ・支援センターへ資材移送 ・農場仮設テントへ資材移送	周辺住民へ防疫作業実施の説明 農場仮設テントへ資材搬入			消毒ポイント設置開始 (市)(警)消毒ポイント設置支援 (団体)資材運搬トラックの配車 (市)住民説明会開催 支援センター資材到着(市)搬入補助 (市)農場仮設テント資材搬入補助
12hr	県から防疫計画(2次)受理	埋却地決定 国へ防疫計画(2次)報告 自衛隊へ防疫計画(2次)報告				
(夜間)	- 省内対策本部、プレス準備 - 注意喚起通知準備 - 県と疫学農場特定の協議	- 第2次以降動員者の手配 - 対策本部、プレス資料準備 - 国と疫学農場特定の協議 - 支援センター、仮設テント、消毒ポイント移動準備	- 発生状況確認検査準備 - 防疫作業準備			支援センター、仮設テント、消毒ポイント準備補助
18hr	応援者現地集合(順次) 疫学調査チーム派遣 動物検疫所備蓄資材搬送	(県動員者)支援センターに集合 国から検査結果受理 自衛隊・関係機関へ結果連絡 (県動員者)農場へ出発	(支援センターで)動員者へ防疫作業の説明 (農場で)家畜の評価			支援センターに県動員者集合 (市)県から検査結果受理 (市)(団体)資材輸送バス配車
24hr	プレスリリース(国、県同時) 省内対策本部開催 (指示により防疫調整) (関係機関会議開催・現地対策本部設置) 疫学調査チーム現地調査開始 牛豚小委開催(予防的殺処分を含む防疫方針検討) 以降随時市内、関係省庁連絡	プレスリリース(国、県同時) 県対策本部会議開催 必要に応じ、自衛隊へ派遣要請 防疫作業開始 移動・搬出制限区域の告示 消毒ポイント運営開始 以降随時市内、関係機関等連絡	発生状況確認検査 埋却地掘削開始 通行遮断 制限区域内農家への連絡、指導 疫学調査チーム現地調査開始 以降防疫措置状況把握、随時報告	農場)発生状況確認検査(3km) 通行遮断 農場)移動制限(3km)、搬出制限(10km) 農場)放牧中止 周辺農場は、必要に応じて予防的殺処分を実施。		(市)発生状況確認検査補助 (市)(警)通行遮断 (警)農場周辺警戒 (市)消毒ポイント運営補助 (施設)と畜場等の停止、家畜市場等の豚等を集合させる雑物の停止 (市)廃棄物処理開始
48hr				数日分完了		
72hr				数日分完了		
96hr				数日分完了		
以降				数日分完了		

注) プレスリリース、省内対策本部等は通常、患者・疑似患者確定後とされているが、疑いが強い場合など特段の必要があるときは、判定前に実施することとされている。

注) 関係省庁：厚生労働省、国土交通省、環境省等

(留意事項)

別記様式 1 ～ 別記様式 6 (別添参照)

異常豚の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)
- 3 異常豚の所在
住 所： (電話番号：)
所有者氏名：
- 4 届出事項
(畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。)
飼養頭数：
うち異常頭数：
- 5 おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：
- 6 既に講じた措置：
- 7 その他関連事項（疫学情報等）：
- 8 届出者への指示事項：
- 9 届出受理者氏名：
- 10 処置
(1) 通報（時間）
所長： 都道府県畜産主務課：
(2) 現地調査
氏名： 出発時間：

異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：

家畜保健衛生所：

担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
- 2 豚等の所有者 住所：
 畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
 氏名：
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名：
- 4 家畜種及び飼養形態：
- 5 飼養頭数：
- 6 病畜頭数：
- 7 症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：
- 8 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
- 9 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
- 10 過去 22 日間に当該農場に出入りした豚等の履歴：
- 11 過去 22 日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
 (1) 人（獣医師、人工授精師）：
 (2) 車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両）：
- 12 堆肥の出荷先：
- 13 精液及び受精卵の出荷先：
- 14 その他参考となる事項（周辺農場の戸数（3 k m、10 k m）、周辺農場の豚等の様子等）：

病 性 鑑 定 依 頼 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門所長 殿

依頼機関代表者・氏名

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
- 2 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
- 3 鑑定目的
アフリカ豚熱の診断
- 4 発生状況
別添のとおり（別記様式 2 を添付）
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

プレスリリース

令和 年 月 日
農 林 水 産 省
[〇 〇 県]

アフリカ豚熱の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「アフリカ豚熱」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚（いのしし）の移動を自粛しています。なお、アフリカ豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

1 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇豚（いのしし） 飼養頭数 〇〇頭

2 経緯

- （1）〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- （2）同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、同県病性鑑定施設で実施した抗原検査（PCR 検査）で陽性となったため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- （3）同研究部門による遺伝子解析の結果、アフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子を確認したことから、アフリカ豚熱の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- （1）「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限

区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。

- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、大臣、副大臣、政務官が県と密接に連絡をとる。
(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣する。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣する。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣する。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) アフリカ豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、アフリカ豚熱の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

1. と殺を行う場所
2. と殺の方法
3. その他

（備考）

1. この指示については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることはできません。
2. この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。
3. この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

(別記様式6)

移動制限除外証明書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等については、次のアフリカ豚熱の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認されたアフリカ豚熱

記

1. 禁止又は制限の対象外となる豚等：精液及び受精卵等／死体／排せつ物／
敷料、飼料及び家畜飼養器具
その他（ ）
2. 豚等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 豚等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象豚等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。